

最良執行方針

2024年3月

大阪デジタルエクステンジ株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、当社のお客様である金融商品取引業者様（以下「取引参加者様」といいます）にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、取引参加者様から有価証券の注文を受注した際には、以下の方針に従い執行することに努めます。

1 対象となる有価証券

当社は、以下の私設取引システム（以下総称して「当社PTS」といいます。）を運営しています：

- 株式私設取引システム
- START（セキュリティトークンの私設取引システム）

この最良執行方針が対象とするのは、次の各号に掲げる有価証券です（以下総称して「対象有価証券等」といいます）：

(1) 上場株券等

国内の金融商品取引所に上場されている株券、株価指数連動型投資信託受益証券（ETF）および指標連動証券（ETN）、不動産投資信託投資証券（REIT）等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」のうち、当社が、当社株式私設取引システムにおける取引対象銘柄として指定した有価証券

(2) 取扱有価証券

金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」のうち、日本証券業協会「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第2条第10号の「トークン化有価証券」であり、当社がSTARTにおける取扱対象銘柄として承認したセキュリティトークン

2 最良の取引の条件で執行するための方法

当社は、取引参加者様からいただいた対象有価証券等の売買注文に対して、当社PTS以外の金融商品市場等（取引所金融商品市場または他社の運営するPTS）から最も有利な価格を自動的に選択し、当該他の金融商品市場等への取次ぎを行う方法（いわゆるSOR、スマ

ート・オーダー・ルーティング)での執行を行いません。

当社は、取引参加者様からいただいた対象有価証券等の売買注文を、当社の業務規程等にしたがって媒介・執行いたします。具体的には、取引参加者様からの注文はすべて当該取引参加者様によって指定された当社 PTS 上にて、当該取引参加者様からの別の注文または他の取引参加者様からの注文と対当させることによって約定執行いたします。そのため当社 PTS 上にて約定が成立しなかったご注文は、すべて不出来注文となります。

3 当該方法を選択する理由

当社は、PTS の運営を主たる業務とする金融商品取引業者であり、個人顧客を有しません。当社は、取引参加者様のご注文を当社 PTS 上にて約定執行することが取引参加者様のニーズに合致した最も合理的なものであると判断することから、前記 2 の方法を選択するものです。

4 その他

- (1) 当社では、当社の各 PTS の定める売買単位未満の対象有価証券の取引については、取扱いを行いません。
- (2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の執行となるよう努めます。

以 上